



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

クールビズ実施のお知らせ

今年も当事務所ではクールビズを実施します。クールビズ期間中は、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装での勤務を推奨し、エアコンの使用を控えめにして業務を行います。皆様には、不快感を与えない軽装での対応を心掛けておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■クールビズ期間 令和4年5月6日(金)から令和4年9月30日(金)まで



事業復活支援金(5/31 まで)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同月の売上高と比較して30%以上減少している場合、「事業復活支援金」の申請を行うことが出来ます。申請期限は2022年5月31日(火)となっておりますので、申請要件に該当する場合は期限内に申請を行うようにしてください。なお申請前に必要な登録確認機関による事前確認は2022年5月26日(木)が期限となります。

■申請要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ・需要の減少による影響(消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行など)
 - ・供給の制約による影響(コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限など)

2. 売上が減っている

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

■給付上限額及び給付額

事業収入減収率	個人	法人		
		年間事業収入 1億円以下	年間事業収入 1億円超5億円以下	年間事業収入 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

給付額＝基準期間の月間売上高合計額－対象月の売上高×5ヶ月分

基準期間：2018年or2019年or2020年11月～翌年3月

対象月：2021年11月～2022年3月のいずれか1月

■申請期間

令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

—成年年齢の引き下げ②—

前回は、民法改正による成年年齢引き下げによる一般的な内容について確認をしました。今回は、成年年齢引き下げによる相続・贈与への影響を確認します。

■ 成年年齢引き下げによる税制改正の概要

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われています。贈与・相続等の時期によって、受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっていますので注意が必要となります。

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	- 相続時精算課税（相続税法21の9） - 住宅取得等資金の非課税等（租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） - 贈与税の特例税率（租税特別措置法70の2の5） - 相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法70の2の6～70の2の8）	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	事業承継税制（租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5）	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	結婚・子育て資金の非課税（租税特別措置法70の2の3）	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	未成年者控除（相続税法19の3）	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

■ 成年年齢引き下げによるその他の影響

◇ 遺産分割協議書への署名

未成年は法律行為を自ら行うことができないため、家庭裁判所で選任してもらった特別代理人又は、利益相反でなければ法定代理人により遺産分割協議をおこなう必要がありました。

令和4年4月1日以降、満18歳になっていれば、代理人が不要となります。そのため、自分の意思と署名で遺産分割協議書に署名することができます。

なお、相続開始日時点で未成年者であっても、遺産分割協議時点で18歳以上であれば、代理人は不要です。



(坂本憲彦)

消費税インボイス方式 Q&A



社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか？

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。



社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか？

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「通勤者につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。



インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者からの課税仕入れでも仕入税額控除できる経過措置について教えてください。

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。



(橋本健治)

I T導入補助金

I T導入補助金のうち、インボイス制度導入を見据えた「デジタル化基盤導入枠」をご紹介します。インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、中小企業・小規模事業者等のI T導入を支援するための制度です。

デジタル化基盤導入枠の2つの類型

①デジタル化基盤導入類型

中小・小規模事業者は、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援します。

②複数社連携I T導入類型

複数の中小・小規模事業者が連携してI Tツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのI Tツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援します。

令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）				
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型
補助額	ITツール		PC等	レジ等
	5～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3／4	2／3	1／2	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費、クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 ※それ以外の経費に含まれるクラウド利用料は1年分 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費			

【スケジュール】		
	締切	交付決定
1次締切	4/20	5/27
2次締切	5/16	6/16
3次締切	5/30	6/30
4次締切	6/13	未定

（北原隆幸）

職員コラム

～式年造宮御柱大祭～

加藤 早穂子

4月29日からのゴールデンウィークはいかが過ごされたでしょうか。最大10日のお休みという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。お休みとはならずにお仕事されていた方はお疲れ様でした。

今年は、3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなりました。まだまだ以前のように、イベント参加やさまざまな場所への旅行とはいかなかったと思いますが、3回目のワクチン接種や陰性証明書を活用して、羽を伸ばされた方もいらっしゃると思います。

また、4月の山出しから引き続き、御柱祭に精を出された方も多くいるのではないのでしょうか。7年に1度のお祭りにコロナウイルスが立ちはいはだかとは思いませんでした。例年通りとはいかなかったことも多くあったと思います。それでも下社里曳きまで無事に終わることを願います。

7年に1度は、善光寺御開帳もありますね。回向柱に触れることは前立本尊様に触れるのと同じ御利益といわれています。

どちらも、感染対策をしっかりとしながら、楽しめればいいですね。

